

知財紛争処理システム検討委員会（第5回）

日 時：平成27年12月24日(木)15:00～18:00

場 所：中央合同庁舎8号館4階 416会議室

出席者：

【委 員】伊藤委員長、岡部委員、上山委員、小松委員、東海林委員、高林委員、
豊田委員、長谷川委員、二瀬委員、別所委員、森田委員、山本（敬）委員、
早稲田委員

【関係機関】法務省	鈴木昭洋参事官
特許庁	仁科雅弘企画調査官
最高裁判所事務総局	品田幸男行政局第一課長

【事務局】横尾局長、増田次長、田川参事官、北村参事官

1. 開 会

2. 証拠収集手続について

3. 権利の安定性に関する整理

4. 閉 会

○北村参事官 委員長はあと5分ほどで到着されるとのことですが、時間がまいりましたので始めさせていただきます。

ただいまから、「知財紛争処理システム検討委員会」の第5回会合を開催させていただきます。本日は、御多忙のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、事務局長の横尾から挨拶を申し上げます。

○横尾局長 今日には証拠収集手続で、特に提訴後についてまず御議論いただき、その後で提訴前も含めて全体の議論をもう一回行わせていただこうと思っています。そして、権利の安定性について整理をしましたので、最後にそれについて行わせていただくということでございます。

提訴後なのですが、前回の最後の方でちょっと議論した中で、実は東海林委員の御発言、文書提出命令が少ないことのある種の背景というか、裁判官の悩みというんですか、難しいかじ取りを迫られるという話が、実は非常に印象に残ってしまっていて、制度を作るに当たって訴訟の話が難しいのは、運用される裁判官の方のある種の心理状況というんでしょうか、そこまで勘案をしながら制度というものを、理論的な制度と実際に動くものとは乖離があるということだろうと思いますので、そういう点を意識しながら是非議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをしたいと思っております。

○北村参事官 本日は、八島委員、山本和彦委員及渡部委員につきましては、所用のため御欠席をされております。

それでは、議題に入ります。まず、前回に続きまして証拠収集手続について御議論いただきます。前は主に訴え提起前の証拠収集について御議論いただきましたので、本日はまずは訴え提起後の証拠収集手続について先に御議論をいただきます。その後、10分程度休憩を挟んだ後で、訴え提起前も含めた全体的な御議論をいただきたいと思っております。

はじめに、前回会合における証拠収集手続に関する御意見について、簡単に事務局から御説明申し上げます。机上に、第4回会合証拠収集手続における主な意見という資料を配付させていただいております。こちらに基づいて御説明を申し上げます。

まず総論のところですけれども、証拠収集の拡充の必要性については多くの委員から御意見が出されたという理解をしております。他方、留意すべき点ということで、パテント・コントロールの活躍の場を与えることは避けるべきという御意見がある一方で、それについては認知しているけれども、特許権者が十分に保護されないというのは大きなマイナスであるというような御意見もいただいているところです。

めくっていただきまして、2ページ目になります。訴え提起前の証拠収集ですけれども、まず拡充に積極的な御意見を幾つかいただいております。他方で、その拡充に慎重な御意見についても幾つかいただいております。特に、その任意性が強いということであれば、その手続を強くする必要はないのではないかというようなところの御意見もあったところです。

あとは、その下の留意すべき点ですけれども、やはり重要な情報、営業秘密等を競合他

社に知られるリスク等について十分留意すべきではないかというような御意見を幾つかいただいたと理解をしております。

次は3ページになりますが、査察制度についても何点か御意見をいただきました。こういった査察制度のような制度の導入が良いのではないかという御意見もございますし、あとは上から3点目ですけれども、こういった制度について裁判所が関わる制度とすべきであるという御意見とか、その下の探索的な査察は認めず文書提出命令と同じぐらいの要件が必要なのではないかといった御意見もいただいているところです。

その下、整理すべき点というところで事務局から若干の整理をさせていただきました。これは、今日の半ばぐらいで御議論いただく点かと思えます。まず、その訴えの提起前にそもそも十分な証拠を収集できているのかどうかというところがあるかと思えます。仮に訴え提起前に十分な証拠収集ができていないということであるとすると、その証拠収集をするためには、裁判所が関与する一定の強制力を持った手続であればよいのかどうかということです。あとは、証拠収集できないものがある場合は、訴えの提起の要件を緩和して、訴えをまずは認めさせて、訴えの提起後に証拠収集させるといった考え方もあろうかと思えます。

いずれにしても、仮に訴え提起前の証拠収集を何らかの形で強化する場合には、その濫用を防止するための要件はどうするのか。特に、相手方の営業秘密についてどのように保護すべきか、というところが整理すべき点として挙げられるかと考えております。

最後に、4ページ目は訴え提起後の証拠収集になります。こちらについては前回若干意見をいただいたところですので、今日の最初のところで訴え提起後について御議論をいただければと考えております。

まず、具体的態様の明示義務です。こちらについては、実務上は裁判所がうまくリードをしてくれているという御意見をいただいておりますし、あとはこの具体的態様の明示義務について独立の制裁を課すということになると、民訴法との関係でややハードルが高いのではないかという御意見もいただいたところです。

あとは、明示義務に違反した場合、その後の要証事実の特定を緩やかに考えて一種の模索的証明を認めるという案も考え得るのではないかという御意見もいただいております。

続きまして訴え提起後の証拠収集になりますが、現在の法制度でも秘密保持命令をうまく使うことによってかなり柔軟な開示が可能になるのではないかというような御意見をいただいております。

その下ですが、文書提出命令の申立てを退ける際の理由を明らかにされないということが問題ではないかという御意見もいただいております。

その下ですが、先ほど横尾が申し上げましたけれども、証拠の必要性和相手方の営業秘密との保護との必要性のバランスの中で、裁判所としては難しいかじ取りがなされているという御発言もございました。

あとは、その下の文書提出命令の問題点ですけれども、一旦発令されると相手方が全て

の情報を見てしまうということで、探索的な申立てがなされる可能性があるというところも御意見としていただいております。

その下2つは具体的な提案ということでアイデアをいただいているところですが、最初のものが検証の際の鑑定という民訴法にも規定のあるもの、これが査察に一番近いのではないか。この制度を基礎として、何か特則を考えるということが選択肢としてあり得るのではないかというアイデアをいただいております。

あとはその下ですが、裁判所が状況に応じてその保全された証拠を確認して、侵害が認められるようであれば保護すべき営業秘密ではないということで相手方に提示する。逆に、その侵害が認められないということであれば相手方には提示しないというような制度があれば裁判所としての悩みも少なくなるのではないか。解消されるのではないかというアイデアもいただいております。

最後に秘密保持命令のところでも御意見をいただいておりますが、第三者に関するものです。上の方は、全く中立の第三者であればその鑑定人や専門委員などの裁判所側の人間もそれぞれの守秘義務の問題となるということではないかという御意見。

2点目として、代理人の専門性を補佐するための第三者であれば現行法上の補佐人に当たるため、知財訴訟において補佐人が使いづらいのかという問題となるのではないかという御意見をいただいております。

本日は、こちらの訴え提起後の証拠収集が最初の方のテーマになりますので、この4ページ目のところを参照いただきながら御議論いただければと思います。

その後、一旦、10分間の休憩を挟みまして全般的な御議論をいただきますので、その場で1ページから3ページにも書いてございます総論とか訴え提起前の証拠収集、前回出された御意見、このあたりも踏まえながら御議論をいただきたいと思っております。

本日の資料ですけれども、机上に幾つかございます。まず机上に論点だけを並べた論点(案)という紙、こちらは前回と同様ですけれども配付をさせていただいております。

それから、前回同様となりますが、資料1と資料2ということで証拠収集の論点整理とアンケート結果を載せてございます。

あとは、資料3とその後、別紙が幾つかついてございますが、こちらは今年の前半に日本弁理士会で文書提出命令に関する調査・研究提言というものを実施されているということです。こちらをこの委員会のために御用意させていただきまして資料として配付をさせていただいております。こちらについては、後ほど岡部委員から御説明、言及があらうかと考えております。

あとは、前回出されました岡部委員の提出資料、それから早稲田委員の提出資料も参考として後ろの方に付けてございますので、適宜御参考にしていただければと存じます。

○伊藤委員長 遅刻をいたしまして、大変失礼いたしました。

それでは、ただいま事務局から説明をお聞きになったとおりでございますので、それを踏まえまして本日は証拠収集手続全体についての御意見を承りたいと存じますが、まず前

回の議論の経緯から、本日は訴え提起後の証拠収集手続きにつきまして先に御議論をお願いしたいと存じます。

では、小松委員。

○小松委員 前回、最後にも少し意見を言わせていただいたんですけども、改めて提訴後につきましては現行制度がかなり充実している。ざっと言えば、具体的態様の明示義務が積極的に入っている。積極否認しなさいよということです。

さらに、もう一つ、文書提出命令の申立てもきちんとある。文書提出命令についてはインカメラ制度が付いている。ただし、民訴と違って特許法ではインカメラの対象となっているものを相手方代理人等が見られるという特殊性が入っている。それから、秘密保持命令でサポートされている。

こういう流れだと思うんですけども、まず最初の具体的態様の明示義務については、裁判所が常にいろいろ御尽力なさいまして、裁判官のキャラもあると思うんですけども、いろいろな形で当事者に対してできるだけ実態解明ができる、あるいは、争点が特定できるようにリードなさっているのは、私どもも長い間実務に関与していて感じているところですよ。

したがって、現在の実務の流れからすると、この積極否認せよというときに真面目にということか、ちゃんと裁判所の訴訟指揮にも従っていない人には、私は次のランク、つまり場合によると査察的な行動を執るということがツールとして一つあっていいんじゃないか。

それからもう一つは、積極否認をしたときにそれを裏付ける証拠を常に出しなさいという必要はないんじゃないかと思うんですね。ただし、裁判所が訴訟指揮で出しなさいと言えるような権限付与は、私は有っていいんじゃないかと思っております。何故かというと、積極否認して、本当にそれだけの事実と、それから技術的範囲の属否に関わるものと2つあるわけですから、裁判所がこの部分だけでも、これだけ開示したらもう良い、原告がいろいろ聞いても、これは法律上の評価の問題で技術的範囲に属さないと言ったらもうそこから先はやらないわけですから、そういう否認があったときでも、全部資料を出せというのもちょっと行き過ぎかと思えます。そういう大きな流れの中でやっていったらよい。

それから、常に相手方さんの営業秘密かどうか白黒決する前の段階ですからちょっと絡んできますので、上山委員などがよくおっしゃる秘密保持命令をもうちょっと使いやすくするという事まで検討していただけたらと思うんですね。

いつも冗談で講演などで言うんですけども、私が大体、代理人が秘密保持命令の名宛人になる。小松はおしゃべりだから、あいつがなっていたらその後、同じような物が出てきたらあいつが漏らしたと言われるから私は絶対嫌だとか冗談で言うんですけども、やはりあれはかなり重罰ですので、そういう規定を置いておくことは大事ですが、もう少し何か使いやすいような工夫をこの際改めて御検討いただければと、大ざっぱにそんな意見でございます。

○伊藤委員長 ただいま、否認に関して具体的な態様の明示を求めること自体は合理性があるけれども、それについては裁判所の判断、訴訟指揮というものを介在してのことではないかという点と、秘密保持命令への対応、また相手方について御発言がございましたが、関連していかがでしょうか。

では、岡部委員お願いします。

○岡部委員 弁理士の岡部でございます。先ほど御紹介いただきましたように、私ども弁理士会の知財訴訟委員会は、昨年度、文書提出命令に関する調査・研究及び提言ということで答申書をまとめております。それが今回は資料3として添付されておりますので、これについてちょっと説明をさせていただきたいと思っております。本答申書は前回、上山委員が御発言された内容の基礎となったものでございます。

まず、文書提出命令は損害の立証を目的とする場合と、侵害の立証を目的とする場合と2種類あるわけですが、2ページ目の下の方に、この調査は51件の裁判例を裁判所のウェブサイトの知的財産裁判例集の中から抽出いたしまして、これを分析したものでございます。その結果、特に侵害の立証を目的とする文書提出命令というものは認められている実績が非常に少ないということが分かりました。

3ページ目、分析の結果、A. 侵害の立証目的とした文書提出命令、B. 損害の立証を目的とした文書提出命令、C. その他というようなことで記号を付けております。

別紙3. 最後のページを御覧ください。別紙3は一枚紙でございますけれども、上が文書提出命令が発令されたケース、下の表が文書提出命令の申立てが却下されたケースということになっております。

御覧のように、文書提出命令が発令されたケースで侵害立証の目的であるものは2件だけということになっておりまして、その2件というのもナンバー18という事件でございます。これは一つの事件でありまして、一部は命令が出ただけけれども、一部は出なかったという内容でございます。損害立証の目的では、かなりのケースで文書提出命令が発令されております。被告が提出に応じたケースというのも3件ほどあるということですが、大部分は提出していないということになります。

下の表は文書提出命令の申立てが却下されたケースということになっておりますが、これはインカメラを含めて技術的、あるいは営業秘密が認定されたケースは5件というような形になっております。

次に、13ページを御覧ください。簡単に、検討結果について御説明いたします。「第4 検討 1. 文書提出命令の発令／申立却下の傾向」ということですが、(1) 侵害の立証目的とする申立ては、ほとんど認められていないということで、19件中2件というような内容になっております。

損害を立証目的とする申立ては32件中20件ということで文書提出命令が発令されているけれども、40%に当たる12件では申立てが却下されているというようなことがあります。

ただ、文書提出命令が認められていないケースが大変多いわけですが、分析をし

てみますと判決の理由はもっともだなど思うものが大変多いわけで、それだけ文提を動かすということは裁判所も慎重な審理を行って決定しているということが理解できます。

14ページ、「申立ての却下理由」ですけれども、当然ですが、文書の提出により結論に影響がないとか提出済みの証拠から認定できる、あるいは3)で、侵害の存在や前提となる権限自体が認められない、証拠調べの必要性の疎明がない等が挙げられているということがわかります。

それから、「正当な理由」があれば文書提出を拒否することができるわけですが、当然、正当な理由というのは営業秘密や訴訟当事者が受ける不利益等を比較考量して定められるべきものであります。また、秘密保持命令も強化されたわけですが、秘密保持命令が出されたという裁判例を見出すことはできませんでした。

それから、15ページの5番のインカメラ手続ですが、3件の事案が見つかりました。これはいずれもインカメラで裁判所から正当な理由がある、営業秘密に該当するというような判断がされております。

それから16ページの8番、文書提出を拒んだ場合の効果ということですが、拒めば原告の主張が真実と認定されるということがありますが、これが真実と認められている場合がかなり多いということも確認しております。

それから17ページ10番、申立てを根拠付ける疎明が不足しているというような判決も幾つか出ております。当然、探索的な文提活動みたいなものもあるやに思いますけれども、裁判所はそう簡単には認めてくれないということが分かります。

以上のとおりでございまして、過去の判決例51件の分析によれば文書提出命令はなかなか認められるケースも少なく、提出された文書からそれが根拠として侵害が認められたというようなケースも見出すことはできなかったという結果でございました。以上でございます。

○伊藤委員長 文書提出命令制度の運用についての実態調査を踏まえた、少なくとも見える限りでは必ずしも積極的に運用されていないことの原因、理由などについて詳細な御意見がございましたが、いかがでございでしょうか。

東海林委員お願いします。

○東海林委員 ただいま岡部委員の方からお示しいただいたこの詳細な資料と、それから特に別紙3については私も初めて見させていただいたのですが、正確な分析に基づくもので正に真実なのだろうと思っております。

こちらの方では正確な統計資料というものはないのでありますが、私自身の肌感覚といたしましてもここに記載されたような感じかと思っております。そういう意味で、非常に詳細な分析をしていただいておりますが、これに付け加えて実際に実務でどのように動いているかということをお私の方から簡単に御説明させていただければと思っております。

まず、侵害立証と損害立証の目的の文書提出命令、書類提出命令と言わせていただきますが、前回もちょっとお話ししたかと思っておりますが、二段階審理を行っている関係で、特に

損害立証の関係は、裁判所が侵害であるという心証を持った上で手続を進めるということもありますので、裁判所は書類提出命令の申立てがあるかどうかにかかわらず、必要書類については被告側に強く任意提出を促すという扱いをしております、私の感覚では多くの場合、任意に提出されるということが多いのではないかと思います。

とはいえ、任意提出された中でも不足している書類があるとか、あるいはこの書類の記載についてはちょっと疑いがあるというようなこともありますので、そういう場合に揉めるということもないわけではありませんが、ほぼ多くの場合で任意提出をいただき、それで決着しているかと思います。

ただ、ここの数字にも表れていますように任意提出されない場合もあります。それは、損害立証のためのものとはいえ、例えば本当に損害を算定するに当たって必要かどうかということが問題になるものとしては、相手方のライセンスの状況とか、あるいは取引先がどこかというようなことは営業秘密であるということで被告側から意見書が出ることでありまして、そこについて結果的に任意提出しないということで発令されることがあるかと思えます。

もう一つ、一番問題だと思えますけれども、侵害立証のための書類提出命令につきましては、前回も申しあげましたようにその証拠の必要性和相手方の営業秘密の保護ということを勘案しながら進めているわけですが、具体的態様の明示義務という観点から裁判所としては侵害立証の関係についても必要に応じて強く提出するように促しているわけです。その結果、任意提出される場合もありますし、提出されない場合もあります。

ただ、まだ侵害論の途中ということですので、裁判所も侵害の心証を持った上で話ではございませんので、なかなかそこは原告の求める文書の全てが任意に提出されない場合も相当数あると思っております。

とはいえ、裁判所が促したときに、例えば相手方の製造方法とか、それから製品の構造などについて相手方が全く何も出さないというのはむしろ私の経験では少ないかと思えます。何がしかの証拠は出てくるということです。ただ、ここの部分だけは営業秘密なので、例えばある書類などについてはマスキングをされて提出されることも多いかと思えます。そういうような状況でもなお出されていないときに、結果的に発令が少ないという理由は恐らく必要性がないということで最終的には判断されているのではないかと思います。

どういう場合に必要性がないかということなのですが、要するに決定がなされず黙示に却下されている場合、あるいは判決の中でその必要性等について判断している場合等もあるかと思えます。そういう意味では、外から見ていとなぜ申立てをなかなか認めないのかということで分かりにくい点はあるのではないかと思います、私の経験に基づいて申し上げますと、次のような場合もあるということは御考慮いただきたいと思えます。

1つは、書類提出命令について先ほどもお話がありましたが、基本的にはその侵害があることを合理的に疑わしめる程度の疎明は、原告、すなわち特許権者の方をお願いしているわけですが、それに達しないという心証の場合もあります。

それから、もう一つは実は心証開示の関係と絡んでいると思うのですが、多くの場合、裁判所は二段階審理を採っていますので、侵害論が終わったところで心証を正式に開示するということをしておりまして、途中で心証を開示ということは余りないかと思いません。

その関係で、実は書類提出命令の申立てが出ている場合でも、裁判所は、その審理の過程で相手方の主張、それから反論を見て、次第に少しずつ心証を形成していくわけですが、その過程で実はその書類提出命令と関係のないところで、既に例えば非充足の心証を抱いているということもありますし、無効になるという見通しを持っている場合もあります。

それから、逆に先ほど申し上げましたように相手方は全く何も開示しないということは少なく、ある程度、構造とか製法について開示してきます。その開示された製法などで、どちらかという裁判所はもうそれで充足という心証を抱いている場合もございます。

しかし、そのような心証を抱いているとしても審理の途中ですので心証開示しないため、当事者から見たらいつまでも判断しないでいるように思われるのではないかと思うこともございます。ただ、裁判所としては、そういう場合に途中で心証を開示するのが良いのか悪いのかということも踏まえて、なお検討の余地があるところは改善していきたいと思っております。以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

先ほどの調査結果を踏まえまして、裁判所の運用の視点からそれをどのように見るべきかにつきまして御指摘があったかと思えます。

では、森田委員をお願いします。

○森田委員 ありがとうございます。私自身も日本の訴訟はそれほど経験が多いわけではございませんけれども、私が経験した案件では結晶特許に関する無効論と侵害論というものが関わってしまっていて、裁判所はそのときは無効論の方に興味があったのかもしれませんが、具体的な態様の明示義務という明示のところで結構、相手方にも主張はしたんですが、結局、最後まで相手方がどういう結晶形を使っているのかというのは開示されなかったということがございます。

そういう面で、一方で裁判所の訴訟指揮というものに関しまして私自身も認識しておりますけれども、それで原告が不利に扱われているところはないとも認識しておりますけれども、一方ではちょっとそういうケースもあったということで、例えば先回、山本和彦委員がちょっと難しいんじゃないかというふうなことでコメントされていたかもしれませんが、例えば明示がなかった場合、相手方の侵害行為を行っているものと推定するというあたりの規定があってもよいのかなという感じは一方ではしております。

それが1つのコメントで、もう一つはどこで言ったらいいのかわからないんですけども、秘密保持に関係して証拠開示の範囲拡大というのが一方では不正利用というもののリスクを反面抱えていることだと思えます。

○伊藤委員長 明示に関しましては裁判所の促し、あるいは当事者の自発的な行為により

ましてそれがそれほど支障が生じていないという御指摘もございました反面、ただいま森田委員から御発言がございましたように、促しているにもかかわらず、あるいは合理的な理由が認められないにもかかわらず、それに応じないというような、個別事案によることかとは思いますが、そういう現象もなくはないという御指摘がございました。

どうぞ、上山委員。

○上山委員 権利者の側からすると、文書提出命令を最も必要としているのは、被告の側が裁判所も訴訟指揮に応じて一定の資料は出してくるけれども、原告からするとこの資料が必ずあるはずだ。それで、その資料に唯一、立証できていない構成要件に係る技術的事項が記載されているはずだ。そういったものが出てこないケースなんですね。

例えば構成要件が5個あって、そのうち4個は十分立証できているけれども、残りの1つについては技術的、普通に考えればこういった数値範囲にある、あるいはこういった実現方法を採用している可能性が高い。けれども、一般論ではそうは言えても被告製品が具体的にどうなっているかということについての具体的な資料がない。

そういう場合は、恐らく疎明にも達していないということになるんだろうと思います。実際に、権利者の側で一番資料を必要としているのはそういうケースだと思うんですね。そういったものについて、現状なかなか書類提出命令が認められていない。それが出れば、結果として非侵害であるというふうな判断になったとしても当事者の納得度は格段に増すだろうと思うんですけれども、それについても先ほど御説明がありましたが、明示的に不採用という判断がされないケースが私の経験上はかなり多い。弁理士会の調査で、侵害事象で文書提出命令についての判断をされているケースが2件ですね。侵害立証がわずか2件、これは経験上こんなに少ないはずはないわけで、判決を網羅的にレビューしたにもかかわらずこれだけしか見つからなかったということは、黙示的に採用を却下しているという事件が多いことを示しているんだろうと思います。そういったこともあって、現在の制度に対する特に権利者側の納得度が低いという部分があるんだと思います。

したがって、これの改善の方向としては、疎明までいかなくても合理的に侵害の可能性が否定できないという程度であれば書類提出命令を認める。それから、仮に認めない場合でもその手続の中で、あるいは本来は申立てを採用しないという判断をした時点で明示的に判断をいただく。そういった形の制度改正がなされれば、納得度はかなり増すのではないかと思います。

○伊藤委員長 上山委員の御発言は、1つは不服申立てとの関係で、書類提出命令の申立てに対する判断の明示の必要性という点の御指摘と、証拠としての必要性の判断にしましてももう少し疎明の程度や対象を弾力的に考え、書類提出命令の制度を侵害の立証手段として、より実効的なものにすべきではないかという御趣旨と私は理解いたしました。他方、先ほど来、出ておりますように、相手方の営業秘密の保護の問題などもございましてなかなか難しいところかと思いますが、他の委員の方で御発言がございましたらお願いいたします。

上山委員。

○上山委員 相手方の営業秘密の保護ということが必ずこの問題に出てきますけれども、まず諸外国では相手方の手持ち証拠を開示させる制度がフランスやドイツも含めてかなり存在していて、秘密の漏えい等について特段問題が生じているという話は聞いておりませんので、そのリスクについては過大に捉えられている部分があるのではないかと思います。

それから、ちょっと話は変わるのですが、もう一つ参考にすべき問題は、国際仲裁では特に英米系の方が仲裁人になった手続の場合は、かなり柔軟な限定されたディスカバリー的な証拠開示手続が行われることがあります。IBAという団体がアメリカにありますけれども、その証拠収集手続を参照して、それに基づいて相手方の手持ち証拠を審理の早い段階で開示をさせるという手続です。

ここでは、日本の民訴法ですと文章の表示、趣旨を特定する必要がありますけれども、IBAのルールですと文書のカテゴリー、例えばこういった技術的事項が記載されているあらゆる文書というふうなカテゴリーでの特定でも許されますし、それからそれが立証において重要な関連性を持っているということが言えればよくて、疎明の域にまで達していることは要件とされていない。そういったこともあって、かなり広範な資料が相互に任意に開示されている。そういった実態もありますので、もう少しその文書提出のハードルを下げても実務上リスクが顕在化するということはないのではないかと考えております。

○伊藤委員長 そういう御意見がある一方、この場でもさまざまな局面で繰り返し営業秘密、拡散による不利益等の御指摘もございますけれども、いかがでしょうか。

早稲田委員。

○早稲田委員 前回出ていないので若干の外れかもしれないのですが、訴え提起後の証拠収集につきましては、先ほど来、御議論があるように具体的態様の明示義務とか書類提出命令、インカメラ、秘密保持というふうに、一応の制度は訴え提起前に比べるとかなりできているかと思っているのですが、それが實際上、余り運用されていないというのは、どうしてもこれはかなり大掛かりなものになっていって、これを発令するというのは裁判所としても相当大変なリソースというのでしょうか、そういうものが必要になってくるのではないかと考えておまして、もしこれをもう少し運用できるようにするということであると、今の裁判所のリソースだとちょっと足りないか。もう少し人的にもいろいろと補強しないと、では裁判官が運用しよう、やってみようというところまでにならないんじゃないかなという気もいたします。

特に、秘密保持命令等を出されると書記官さんの負担とか、それがきちんと運用できるようにするには、なかなかリソース的にちょっと今はつらいのかなというような気がいたします。

それから、具体的態様の明示義務につきましては、私もほとんどが裁判官の訴訟指揮でうまくいっているのではないかとと思うのですが、全く不誠実な被告の場合にどう対応するか。そこが一つの問題かと思っております、今のところは原告も被告もある程度、きち

んとした訴訟指揮に基づいてきちんとした訴訟対応をしているからうまくいっていると思うのですが、全く不誠実な場合にある程度の強制力か何かを付けてもいいかと思っております。

○伊藤委員長 豊田委員お願いします。

○豊田委員 余り頭がきれいにまとまっているわけじゃないんですけども、前にも少しお話ししたかもわかりませんが、書類提出命令の中で制度的にやる部分と、一方で訴訟指揮としてどう見るかという部分がかなり多いんじゃないかと思うんですね。それで、訴訟指揮がうまくいっているときは問題ないという意見もありますけれども、非常に例は少ないかもしれないですが、そこがうまくいかないで、特に原告側として苦勞するときがあるんじゃないか。

先ほど、要は納得性をどう高めていくかというポイントのときに、訴訟指揮の方に多分に依存しているところがあるんじゃないか。いろいろな人の意見を聞いていると、そう感じなくもないんです。この部分は、この知財紛争処理システム検討委員会の対象としては外にあるのかもしれないですけども、裁判所の中の訴訟指揮、これは申し訳ないですが、私は民間企業なのでよく分からないんですけども、何かガイドラインのものがあるのか、ないのか。あるとしたら、そこに何か改善する余地があるのか、ないのか。これは、別にこの問題だけではなくていろいろなところに訴訟指揮というポイントが出てきて、結局そのハードルのところに引っかかっている問題が多いんじゃないかという気がするんですね。

それで、これが議論の対象にならないならば言っても仕方がないので、取り下げるとするか、意見としてどうこうできないとは思うんですけども、ただ、かなりそこに依拠しているなという気がするので、裁判全体の納得性、透明性と前に言わせてもらったんですけども、それを今、上げていくというのがひとつ大きな日本の司法制度の中で問われているところじゃないか。それを高めるために制度的にできるものもあれば、運用的にどうしていくのかという面もあって、その部分が今、議論の対象の外にあるので、なかなか議論としてフォーマルの外をうろうろしていると少し私自身は感じられます。それがあるとすれば、そこは何かすべきだと思います。

ただ、もう一方で並行して考えなければいけないのは幾つも出ていますように、命令を認めやすくすれば秘密が出る。秘密の保護を高めれば命令を出しにくい。いろいろ議論はあるんですけども、確かに一方で裁判所として出されるときリスクをどう排除してあげるかというのは絶対あると思うんですね。申し訳ないけれども、これは私の民間の一般人としての印象なんですけれども、裁判所、裁判官としてやはり失敗はしにくい。間違った判断はしにくいし、間違った命令をして何かそこにリスクを生みたくないということは非常に分かるし、多分、常にそういうプレッシャーを持っておられると思うので、そこがリスク排除できるように最大限、先ほど局長も言っておられましたけれども、いろいろな意味で運用面なのか、制度的に助ける部分があるのか、ないのかというところを配慮すべ

きかと思えます。

何となく議論が行ったりきたりしているので、書類提出命令を強化するならば強化するで、では何を考慮すればいいのか。いわゆる秘密保持命令があるから良しとするのか、秘密保持命令があったとしても少しそこは足りないというか、もうちょっとそこを裁判所の方から見たときに何かあれば議論はしやすいんじゃないかという気はします。

特にまとまりないですけれども、意見として述べさせていただきました。

○伊藤委員長 おっしゃるとおりで、裁判所の運用といっても、もちろん制度を背景にしているわけですから、やはり制度面でしかるべき手当てがなされれば、それを背景とした運用がされるという両者は一体のものかと思えますので、そういったことを意識しながら、この場では主として制度的な手当てをどういう形でどの程度まですべきかという視点で御議論いただければありがたいと存じます。

どうぞ、高林委員。

○高林委員 先ほど上山委員から、構成要件のうちの一つが、本当にやっているか、やっていないか分からず、疎明までに至らない場合に、そのレベルを下げて文書提出命令を出すというようなことを運用としてといますか、法律を改正してでもできるようにしてくれという御趣旨の発言がありました。また、本日記られた前回の会合の主な意見というところの4ページは、早稲田委員のお話にもありましたが、裁判所が書類提出命令を出した結果をどのように使うかということにも絡みますけれども、ここには査察という名前になるのか分かりませんが、専門委員とか鑑定人、これは現場における鑑定というようなことも書かれております。

現行法で疎明には達しておらず、やっているか、やっていないか分からないが、書類提出命令を出してみても、やっていなければ、何らのペナルティーが科されることなく、単に請求が棄却になるというだけでは、裁判官としてはなかなか採用しにくいと思います。その結果を専門家が見て、構成要件を充足した方法を使っているとは言えないという判断になった場合には、それを守秘義務を負っている専門委員なり鑑定人なりが見て、その結果を秘密保持命令を発した上で代理人にも開示して訴えを諦めさせるということになるのかもしれませんし、請求棄却判決に至るといふことなのかもしれませんが、その結果、本当に構成要件を充足した方法を使っていそうならば訴訟を続行し、構成要件の該当性へ審理を進めていけばよいということになります。したがって、書類提出命令を単発でやるというのではなく、その成果物の利用に専門家を絡ませることを併せて考えた方がよいように思います。

そこで、査察というのか何というのか分かりませんが、専門家を介在させた現場における検証とか、鑑定とか、そういうようなものも介在させるという方策。これは、訴え提起前にも私はこの前申し上げたと思うんですけれども、執行官とか専門委員を使った上での現場における調査とか、そういう制度というものが訴え提起前にあってもよいと思いますが、訴え提起後はある程度、訴状が書けてからの話ではありますから、そのような制度と

いいますか運用というものは、法律を作っていくということになるのかもかもしれませんが、あってもよいのではないかと私は思います。

○伊藤委員長 文書提出命令そのものの構造なり要件を再検討するとなりますと、それはまたそれで逆の反作用もあり、むしろ査察といいますか、検査といいますか、専門家による調査と、それに基づく裁判所の判断を介在させた上でどうしても必要と思われる場合については、命令を持って証拠の提出を義務付けるというような方向性もあろうかと思いますが、もう少し皆様方の御意見を頂戴したいと思います。

小松委員からお願いします。

○小松委員 前回、山本和彦委員から民事訴訟法の第233条の検証の際の鑑定のお話がございましたので、私もほとんどなじんだことがなかったのでちょっとコンメンタール等を勉強してみたいんですけども、制度としては知財の事例までは書いていないのですが、例えば機械の性能上の瑕疵が争われるようなときにどうワークしているのか専門家に見てもらいましょうとか、医療過誤で患者さんの外の体だけ検証してもしょうがないので、どんな原因で何を飲んでこれになっているのかというところもいろいろ検証する際にプロが聞いていく必要がある。そんなイメージは、製法特許であるとか、超大型機械の場合とかで必要という点では似ているんじゃないか。だから、検証の際に鑑定を申し立てるのは、今回、査察制度的なものを導入しようとする際にかなり親和的ではないかという感じを得ました。

それで、検証も裁判所が検証命令を出されて、そこから日本の現在では執行官が執行されるわけですが、そこに鑑定人的な人も付いて行ってというイメージになりますので、裁判所が書類提出命令とか検証命令を出して全部、自分のところに持ってこい。それで、インカメラでまた判断するとかというよりも、もちろん成果物、鑑定された結果は裁判所へ報告されるわけですけども、そういうクッションを入れる方が何か利用しやすいようなものになるんじゃないか。

リスクについては、営業秘密の話がありますし、あるいはパテント・トロールの話が出てくるんですけども、そんなものは幾らでもクリアできるわけで裁判所が絡んでおられるわけですから、そういう意味ではその発想をもうちょっと提訴後の制度の中に充実させていく。

そして、高林委員が御指摘のとおり、先ほどのまとめの4ページのところで、成果物を裁判所である程度分析されて相手方の意見も聞いた上でというプロセス、相手方なのか、あるいは相手方代理人か分かりませんが、侵害が認められなかったらもうその結果は伝えないというふうなクッションを入れていけば非常に良い制度になっていくんじゃないか。

諸外国でもそういうふうに、ドイツなどもそうなっているわけですね。フランスでは、L&Tの論文を読ませていただいたら、知財の侵害訴訟の8割が事前の証拠収集手続を採った結果、営業秘密はどうなっているんだろうと、かえって心配になるようなところもあるんですけども、それぐらい利用されている。だから、世界標準に合わせていくという意味

でも、ここは良しということで検討していただくべきじゃないか。こんな感想を持っております。

○伊藤委員長 東海林委員お願いします。

○東海林委員 私の発言は今の点と若干異なりまして、先ほど上山委員がおっしゃった書類提出命令をもう少し緩やかに認めてはどうかという点について、裁判官の立場から、ややこういうこともその場合は考慮してほしいという点を申し上げたいと思います。

まず1つ、先ほど侵害であることが合理的に疑われる程度の疎明と申し上げましたが、裁判所は別に高いものを念頭に置いているわけではございません。あくまでも疎明です。ただ、そういうものがないと探索的、濫用的な申立てではないかと疑われるということなので、そこはやはり最低限守っていくべきものではないかと思えます。

それからもう一つ、文書の表示をカテゴリーみたいな形ですという手もなるほどとは思いますが、現行法でも民事訴訟法第222条で文書の表示とか文書の趣旨が特定できない場合は、文書を識別することができる事項で足りとなっておりますので、裁判所も別にそこはそんなに厳しく見ているわけではないと思えます。

ただ、裁判所は最終的に書類提出命令を発令する以上、その先の効果も見ているという点です。すなわち、真実擬制が場合によっては適用されるかもしれないというところを重く捉えておきまして、先ほどの弁理士会作成の資料の中にもございましたが、損害を立証するためのものについては、結局、発令した後、この統計にもありますように真実擬制で、相手方が主張したことをそのまま認定するという場合も多いですし、私もそういう経験がございます。

それは何故かといいますと、先ほど申し上げましたが、裁判所は既に侵害であるという心証を持っていますので、あとは損害をどういうふうに算定するかという問題になります。そうすると、相手方が書類の提出を拒めば、例えば販売数量は幾らである、それから、売上げが幾らである、あるいは、売上げから差し引くべき変動費用は幾らであるということについて真実擬制をするだけですので、比較的認められやすいということがあると思えます。

ところが、侵害立証の場合は、では一体、真実擬制の対象は何かということになりますと、これは非常に難しいものがありまして、民訴法第224条第1項でいえば当該文書に関する相手方の主張について真実擬制ということになっておりますが、現行ではそれのみならず、一定の要件があれば、その文書に関して証明すべき事実についても真実擬制が認められることになります。

そうすると、これは一体何を差すのか。もし相手方、被告側が出さなかった書類について、もちろん書類提出命令に基づいて出してくれれば構いませんけれども、問題は出してこなかったときに真実擬制をするわけですが、その場合、その対象は何かということで、その対象の取り方によっては、もうそれだけで侵害、非侵害が決まってしまうということもあり得るのではないかと思いますので、ここがなかなか難しい一つのハードルになるの

ではないかと思えます。

裁判所としては、発令する以上は最終的な真実擬制の点まで見据えているところがあるということも一応考慮に入れていただければと思います。以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

上山委員お願いします。

○上山委員 今、東海林委員のおっしゃった真実擬制の部分についてですけれども、要するに出さなかった場合の制裁ですね。書類提出命令がきちんと機能するためには、制裁が重くないと意味がないと思います。損害の立証でさえ、これを任意に提出していない事件がある。かなりの事件では任意といいますか、命令に従わず提出していないケースがあるというのは、実は私もこの資料を見て逆に驚いたぐらいで、裁判所も命令が出たにもかかわらず、それに応じないで文書を提出しないのであれば、例えば侵害論であればもう一足飛びに侵害が成立をする。細かい事実認定はもうはしょって、その程度の制裁を与えるといったことがあった方が、バランスが取れるんじゃないかと思えます。

○伊藤委員長 別所委員お願いします。

○別所委員 先ほどの検証の際に鑑定を使うというアイデアなんですが、米国におけるパテント・トロール対応の訴訟の審理の過程を想起してみまして、エキスパートの扱いと比べて考えた際に、よくこの制度は分かりませんが、鑑定人や専門委員などが裁判所側の人間といいますか、中立な第三者であるというようなケースであれば、そこがしっかりと担保されていれば、実はパテント・トロール側、NPE側は使いにくいのではないかなというようなことをちょっと思いました。

彼らは非常にアイデアが豊富でございますので、どう使ってくるかというのはありますけれども、少なくとも米国の訴訟と比較すると、一定のハードルになって結構良いのかなというような感じは、今のお話を聞いている中ではそのように思いました。

○伊藤委員長 中立的第三者である専門家が調査の上、それを裁判所に報告した上で裁判所が判断をする。そういう仕組みであれば、それほどそれを濫用するような現象はないのではないかとということと存じます。

森田委員お願いします。

○森田委員 この査察に関してはこの前も申し上げたんですけれども、是非一定レベル以上の技術とか、知財に関する専門性にしてもそうなのですが、企業側が希望する程度の、割と高い程度の専門家を想定していただければと思います。

○伊藤委員長 ありがとうございます。他に、提訴後についていかがですか。

小松委員お願いします。

○小松委員 提訴後だけには限りませんが、よくディスカバリー制度とドイツ、フランス、イギリスなどの制度と比較して、それで世界標準でという議論になっていて、私もアメリカのディスカバリーのことはよく分からないんですが、ただ、アメリカでは言葉は悪いですが、日本から見たら要件事実をきちんと書くという訴状は要らないん

です。だから、事前に侵害の有無については分析しなさいという規則はあるようだけれども、訴状はもの本によると、被告が侵害していると誠実に信じれば足りる内容を書いたらいいんです。ですから、日本のように構成要件を挙げて、侵害対象品と対比して充足の主張をするということは実物を見てもそんなに余り書いていないんです。

だから、そういうふうスタートのところは非常に柔らかくして、あとはばっとディスカバリーで集めましょうという大きなスキームがある。日本は入口が非常にしっかりしているということがあるので、提訴前と提訴後も、しっかりというのは法的にしっかりかどうかは別にして、そういうスタンスで法制度ができていますから、やはりそれに対してより使いやすくするには非協力的などいいますか、あるいは証拠が集めにくいということがあればハードルを低めていくということは全体のバランスとしても良いなという感想を持っております。

○伊藤委員長 前回、高林委員からもアメリカと日本における訴え提起のために準備に求められる違いとか、そういったことについて御指摘がございましたが、恐らく事実としてそういう違いがあるかと思えます。他にはいかがでしょうか。

それでは、提訴後の証拠収集に関してはかなり広く、またさまざまな角度から御意見を伺いましたので、ここで10分ほど休憩をいたしまして、休憩後、再開をして提訴前、それから提訴前後の全体を見回しまして証拠収集手続についての御意見を承りたいと思います。

それでは、4時20分から再開したいと存じます。

(休憩)

○伊藤委員長 それでは、再開いたします。

先ほど来の議論と、それから前回、主として議論いただきました提訴前の証拠収集手続、これにつきましては冒頭に事務局から整理があったようでございますけれども、若干、懸念をされる御意見もございました。

ただ、裁判所が関与する制度的な仕組みを採った場合でもそういう御懸念が解消されないのかとか、そういったことについてもお考えいただきまして、特に順番ということは分けませんけれども、提訴前、それから提訴後の証拠収集手続の強化ないし強化の在り方、留意点などについて御意見を頂戴できればと存じます。

それでは、高林委員からお願いします。

○高林委員 小松委員の御発言に端を発して私もしゃべりたいと思いますが、アメリカでは訴状の記載要件が非常にラフでいいというお話がありました。確かにそうであって、その後ディスカバリー等の手続というものが始まるということですが、日本でそこを緩くするということは、私はちょっとあり得ないと思っているんです。ですから、訴状の記載要件というのはちゃんとしたものであるべきだと思いますが、そうしますと訴訟提起後であれ、前であれ、方法発明、製法発明等々で訴状に記載する被告対象物件の構成要件が書けないというときがあるわけですね。

そのような場合にどうするのかという問題は、提訴後でも提訴前でもあるわけですが、

提訴後で問題になる場面というのは、ある程度、訴状に構成が書けた事案に対するものでしょうけれども、提訴前においてはなおさら、訴状が書ける程度の情報を得るための手段を作るということはあり得ることだと思っております。

ただ、別所委員から前回も、パテント・トロール等に対する危惧を指摘しております。今度新しく平成15年に作った提訴前の証拠収集処分といった制度では、訴え提起の暫定的な状況というのを作る訴え提起の予告という制度がありますし、証拠収集処分をする際には相手方の意見を裁判所が聞くという手続も用意されているので、擬制的な提訴後状態を作っているわけですね。

ですから、全くのパテント・トロールのような人が適当にやっていくようなことを排除する制度というのはもう10年も昔に作られているわけです。ただ、それがこれまで活用されていないのは何故かという議論はありますけれども、制度としては執行官による現況調査と専門家による意見囑託というのも用意されており、これは今、議論されている提訴後における現場での鑑定、検証と類似したものだと私は思っておりますので、提訴前でもこれを活用していくということ是可以するんだと思っております。

企業の方々が前回大変心配しておられたわけで、そういうことは訴え提起後にやれという意見が多かったと思えますけれども、提訴前であっても、裁判所が関与して、訴え提起前であっても訴え提起状況と同じような場面を作るという前提の下での、提訴前の証拠収集処分というものを特許法に作っていくのかどうかは別といたしましても、考えてもよいのではないかというふうに、私は前回も申し上げましたが、現在も思っているということでございます。

○伊藤委員長 では、小松委員お願いします。

○小松委員 ありがとうございます。今、高林委員が御説明いただいたのと私も結論的には同じ感覚を持っております。

実は前回、大企業の代表の方々から、提訴前について何となく全体的には否定的なニュアンスが強く聞こえてきたことについて、正直言うとちょっとびっくりしたところがございます。我々、弁護士の方は日弁連とか弁護士知財ネットとか、いろいろなところで議論しているわけで、この法改正について関心を持っているものはそれなりに真摯な議論をしてきたつもりですけれども、そういうプロセスで提訴後の証拠収集について、より充実しようということにノーと言う人は出会ったことがない。提訴前について、ごく一部の方は必要ないのではないかという意見はありますけれども、本当のごく一部です。

それから、知財協さんが『知財管理』の今年の11月号にドイツの査察制度に似たような制度を提案しています。これは、もちろん小委員会からの意見ではあるんですけども、その中で知財協さんがアンケートを取っておられて、全体の比率でいうと単純化すれば3対1でドイツの制度的なものを訴状提起前でも採ってはどうかということに肯定的意見があった。

そういう意味で、全体の意見の流れはどうでしょう。日本を元気にするためには、法制

度の改革をどうしたらいいか。そういう視点で捉えていくということが大事じゃないかと思えます。

それから、日本の提訴前証拠収集処分については精一杯の制度が作られたわけではあるんですけども、やはりポイントを整理すると、民訴法132条の2で提訴予告の通知を相手にしているわけです。しかし強制力がない。それから、民訴法132条の4で今度執行官が行きますよ、どうですかという通知も相手にする。こういう最低限のセットになっているわけですね。

そうすると、実はこういう証拠収集前の手続、事前の収集手続を採りたいということには2つあるわけですね。1つはいわゆる証拠保全的な、もう証拠がなくなっちゃうから今、要るんだということで、TPAの事件などはそうでしたね。ノーベル賞の学者が日本に来たので大阪高裁だったか、地裁だったか、証人尋問を日本にいた間にしたということがあったり、それから病気の大事な証人の人がいなくなるかもしれないから今しかない。それから、改ざんという問題がありました。知財で果たしてどれぐらい、改ざんがあるのかということはあるとは思いますが、それ以外のパターンは営業秘密があるから見せるのは嫌という、こちらだと思えますね。

その両方のパターンが存在する中でどういうふうに制度を充実していったらいいのかということだと思いますので、現在の証拠収集手続のように予告通知をしておくのでもいいパターンもあるかもしれませんが、それではまずいパターンがあるかもしれないので、私としてはやはりドイツ査察的なものにもう一つツールを足すというんでしょうか、そういう発想で御検討していただけたらありがたいと思っています。

○伊藤委員長 前回の議論の続きということになります。他方、前回は主として産業界の方から直接パテント・トロールとの被害者になり得る可能性があるということも懸念をされて、ここは慎重に検討すべきだという御意見もございましたが、高林委員、小松委員からお話がありましたように、一定の中立的専門家が裁判所の判断を前提としてその命を受ける形で査察と申しますか、そういったものを実施するという形での制度を構想することかと思えますが、やはり前回の御懸念というのは、そういった場合でもなかなか払拭されないようなものなのかどうか。そういったあたりについて、ぜひ産業界御出身の委員の意見をお伺いしたいところかと思えますが、いかがでしょうか。

豊田委員。

○豊田委員 整理の意味でもう一度お聞きしたいんですけども、今の訴訟提起前の手続でいうと予告通知をする云々ということがある反面、強制力はないんですよ。結局、拒むことはできる。そこに強制力を持たせたいということで、そのための濫用を防ぐ手段として、より裁判所の関与、それを仮処分と呼ぶのか、何と呼ぶかはちょっと分かりませんが、そういうものを一つ入れますよということで、その過程においては被告になる可能性がある企業の意見も聞きます。それをマストにするのかどうか分かりませんが、例えばそういうものがあって、その結果として仮処分が発令されて、営業秘密に関わる場所があ

るのでそこは専門家による調査に基づいて営業秘密を守りながらやる。

その結果として、その出てきたデータというのは誰が保持することになるんですか。要は、第三者が見たとして、その出た証拠を原告に渡してしまうと営業秘密にしている意味がないのであって、その出てきたものをどう取り扱うのかというところをもうちょっとクリアにすべきじゃないか。それがあれば企業側としても幾つかハードルがあるわけですから、少なくともすみません、他の方は知りませんが、うちとしては一定の理解ができるかなという気はします。

○伊藤委員長 私の理解では、査察を行う専門的第三者は基本的には裁判所にそれを報告して、裁判所がその上での判断としてどういう行為をするかということですが、そのあたりは例えば高林委員、小松委員、構想するとすればどういうことになりますか。

○豊田委員 訴訟提起後だったら分かるんです。それは侵害の根拠になります。だからあなたが悪いと言えるんですけども、訴訟提起前ですからそこはちょっとお聞きしたい。

○伊藤委員長 分かりました。では、高林委員お願いします。

○高林委員 提訴前ですと、民訴法によりますとこれは証拠閲覧請求、閲覧ということになりますから、裁判所が保持しておりまして、それを当事者が閲覧できるという制度になっておりますが、これは秘密情報ですので、私が考えるならば秘密保持命令を発した上で見せる、見せない、見せる人を限定していくという処理だと思います。

ただ、訴え提起後でしたら、この結果、侵害していないという心証を裁判所が得たならば、これは請求棄却判決に持っていくだけの話ですが、訴え提起前ですので棄却することができない。濫用型の証拠収集処分の申立てというものが起こる可能性があります。その場合、請求棄却される危険もなく、ただ闇から闇に終わっちゃったということですが、これは濫用型になる。裁判所が幾ら介入してもそういうことになる可能性があるのです。この処理をどうするかという問題は残ると思います。

これは、フランスの例などでは大変多額なペナルティーを科していたりするわけですが、そこら辺を日本で制度導入するならば濫用を阻止するためにどうするか。そこは残された問題だと思っております。

○伊藤委員長 どうぞ、小松委員。

○小松委員 仮にそういう制度になったら、要は制度設計ですのでいろいろあり得ると思うんですけども、私のイメージしているのはとにかく査察官の方が現場に行って、証拠を収集なさってきた結果に何らかのコメントを付けて、つまり鑑定的な意見を付けて裁判所へ提出する。

それで、裁判所がこれは非侵害だというふうに判断されたらもう終わり、どこにももう出さない。さようならという感じで、侵害だとされたときに今、高林委員がおっしゃったような手続で、もちろん営業秘密的な部分はまだ決着していないわけですから、営業秘密の部分は残っていて第三者には見せない。原告は見るのが可能になってくる。

ただし、そこから先、微妙な案件とか、いろいろあるので、裁判所が判断される直前に

もう一度その当事者の意見みたいなものを聞くプロセスがあるかもしれない。そのときは、やはり慎重を期して弁護士だけにするとか、プロテクティブオーダーを掛けるとか、そこはきちんと慎重にやっておく。イメージとしてはそんな感じです。

○伊藤委員長 分かりました。

豊田委員、いかがでしょうか。

○豊田委員 捨てられる方は、比較的よく分かるんです。これを見たけれども、全然非侵害の可能性が高いからということ、裁判所の心証として、原告側に対してこれは非侵害の可能性が高いよということを伝えて終わってしまうのは分かるんですけども、侵害が微妙なものをどうするのかということは難しいかなという気がするんです。

だから、ひょっとしたらその入口の侵害か非侵害かで、侵害なのに諦めてもらう手段としては比較的有効なんだけど、ただ、一方で、原告からすると喉から手が出るほど欲しい証拠がその辺にあるかもしれないのに見られないという新たな問題点を生みそうな気がするので、そこをどうしていったらよいかというのは、私自身はまだ今の意見だけだと少し整理がしにくいということです。

○小松委員 1点だけ、勝手に私が考えているだけのことです。

要するに、裁判所がこれは侵害とはなかなか言いにくいといったときには、査察の結果、得られた証拠は見られないんです。だけど、原告はもともと査察の申立てをするぐらいですから、6割か7割かわかりませんが、侵害していると思ってやるわけですね。全く探索的なことでやるような制度ではありませんから。

したがって、査察はこんな結果になったけれども、私は侵害していると思っているんだから普通どおり裁判をやりましょうということは別途あるわけです。それが奪われる話ではないということだけ申し上げておきます。

○横尾局長 逆じゃないですか。むしろ、侵害しているかもしれないというときはどう扱われるかという質問ですね。今のケースは分かりやすいです。

○豊田委員 侵害しているとなったとき、どう扱うのか。

○小松委員 だから、黒とか白とか、裁判所が積極的に言うわけじゃないと思うけれども、侵害していると思いますというふうにクリアしたら、それは当事者に原告が申し立ててゲットした証拠になるわけです。

しかし、最後に法的に侵害になるのか、事実関係と法律関係の解釈が出てきますから、それは別の話になっていく。あくまでも、保全的なものということです。

○豊田委員 ということは、仮処分的に黒だということを言うような意味になるんですか。

○横尾局長 一定といいますか、相当の蓋然性はあるという場合に渡す。

○豊田委員 無効論が出るか分からないけれども、ある程度、侵害論でいうと可能性はあるよというものは出てくるということですか。

○小松委員 有効、無効論はそこではやりませんので。

○豊田委員 だから、どちらかというドイツでいうとダブルトラックの最初の侵害論が

ぼんと出るようなイメージですね。

○高林委員　そこまで侵害していると裁判官は。

○豊田委員　言わないけれども、全く非侵害ではないという意見は。

○高林委員　原告が主張しているような態様を被告が使っているなということが認められたということで、それは侵害しているかどうかは別です。

○豊田委員　分かりました。

○伊藤委員長　では、別所委員お願いします。

○別所委員　今の話を聞かせていただいて安心した部分半分と、まだまだ少し制度設計上の工夫はあるのではないかなという印象を持ちました。

というのは、先ほど高林先生がおっしゃっていたように濫用型といいますか、通常、パテント・コントロールは無効事由を含むような非常に大きなクレームで網を掛けてきて、証拠はそんなに事業者にはありませんので、専門性といいますか、証拠も十分に持っていないケースが普通です。

それで、彼らもうまく証拠を取りたいというふうに強く思っていて、そこで揺さぶって和解で、訴訟に掛かる経費相当ぐらいで和解してもいいやと、そんなところを狙ってきているというイメージです。

そうやってきたときに、先ほどの訴え提起の予告もこれは使い方だなというのが留意点の一つで、これによって我々はどういうことを予見するかというと、ではこの後、査察が入って、専門家である一定のレベルの人で裁判所が関与しているとはいえ、あの無効事由を含むクレームであれば、権利の安定性の議論とはちょっと別です。現状そうだとこのこと言いたいと思うのですが、証拠を閲覧し、秘密は保持されるのでしようが、営業秘密の話とはちょっと切り離して考えたとき、大きいクレームですから恐らく黒になる可能性があるからやってきているわけで、それでしめしめという感じにはなるのだろうと思います。

ちょっとよく分からなかったのですが、フランスの場合のペナルティーみたいな部分がどういう設計かは分かりませんが、ある程度、抑止力として働けばそういった使い道は制限的になるのかなという気はいたしましたので、安心したというのはその部分でございませぬ。

○伊藤委員長　ペナルティーとおっしゃるのは、全く理由のない提訴前の証拠収集の申立てをして、それがそんなものは駄目だよと言われたときの申立てをした人に対する制裁ですね。

○別所委員　そうです。難しいですね。どのような意図でというのはなかなか分からないでしょうから難しいんですけども、一定の制限がないと濫用型というか、悪用型といいますか、そういう道を開くような気は、訴え提起の予告であっても、我々のような事業者であればそういうことはないと思うんですけども、相手は違いますので。

○伊藤委員長　二瀬委員お願いします。

○二瀬委員 企業は、原告になる場合も被告になる場合も両方あるわけですが、例えばすぐに裁判ということじゃなくて、恐らく内容証明のやりとりとか、それから場合によっては面談ですね。それで、どの特許が侵害していて問題のクレームはどこでという話を事前にすると思うんです。裁判前に相手とのやり取りをすると思うんですけれども、それで話が見つからない場合に、それでは裁判をやりましょうかという話になると思うんです。

したがって、証拠収集というのはその間に既に双方やると思うんですけれども、そうでなかったら、相手に対して証明できるものがなければ、裁判などということは考えないと思いますので、事前に証拠収集しながら相手の対応を見て裁判をするかしないか判断するのではないかと思います。その場合も、もし裁判に進めるということになると、やはり弁護士さんは、できるだけ手の内は見せたくないというような立場を採るような話を聞いています。

恐らく我々中小企業が争う場合はできるだけ時間を短縮して効率を上げたい。長く裁判をだらだら続けるということは、中小企業にとってはとてもストレスなんです。

そのために、自信があるということであれば訴訟を起こして差止請求の仮処分申請をして、向こうから無効審判が出るのを覚悟の上で、それに対する対策も考えておいて進めるということになるので、裁判に訴えればそこで証拠を明らかにして、お互いに証拠を出しながら誠意を尽くして説明し合うという立場になりますので、裁判においてはある程度の証拠収集に強制権が要るのかと思います。

要は、本当のことを言わなかったら証拠収集のために立入りがあるよと、お互いにそのような認識を持ちながら裁判が進む方が良いかと思います。以上でございます。

○伊藤委員長 二瀬委員の御発言は、提訴前に当事者間では一定の交渉があつて主張のやり取りなどは当然あるわけだから、その上で訴えを提起した以上、その訴え提起提訴後の証拠収集手段の強化というものを中心として考えるべきではないか。そういうふうに理解してもよろしゅうございますか。

○二瀬委員 それに近いと思います。

○伊藤委員長 ありがとうございます。とはいえ提訴の判断そのものについて一定の資料を提訴前の手続を通じて得ることがどうしても必要なんだという御意見がございました。

森田委員お願いいたします。

○森田委員 今、法改正ありきで話が進んでいるようでちょっと危惧を感じておまして、製薬の特殊性かもしれないけれども、今は割と落ち着いている状況なのではないかと思えます。また、私どもに自信がなかったら製法特許に基づいて提訴するなどということは余り考えないんですね。物質特許後のエロージョンは、もうある程度しようがないというところもあります。ですので、余り提訴前の手続を強行にやってしまうと、かえって濫訴になるんじゃないかという感じがして、ちょっと危惧を覚えています。

○伊藤委員長 別所委員お願いします。

○別所委員 先ほど二瀬委員がおっしゃっていた状況に、事業者間であれば同じ状況が私

どもの間でもございます。

当事者間で早期に解決したいという前提のもと警告書を送り、双方で議論をし、結果に結び付けている。侵害であるから、では幾らのお金で解決しようかとか、あるいはいついつまで実施はするな、それ以降は実施をやめますなどのような解決をしているのが通常です。

それで、そこで解決できなかった場合に初めて双方意見が対立し、平行線のままだということは早期の解決に結び付かないというように当事者が思えば、そろって裁判所に行こうというほどではないにしても、それに近い状況だと思います。

当然、被告になる側であれば無効審判も議論の中で無効資料等を出して議論していますのでやるでしょうし、カウンターは十分できる。原告側としてもそれなりの、確かに当事者間での交渉でこれを裁判で使わないなどと申し合わせてやる場合もございますが、それなりの証拠を持って交渉もしていますので、そういう状況だと思います。

十分にできているのか。訴えを提起するのに十分な証拠を収集できているのか。これはケースバイケースで何とも言えないのですが、通常、当事者間で解決しているものを今、想起しますと、訴えを提起するには足りているかなというような印象を持っております。もちろんいろいろな特許があるので、特に製法関係ですと確かにどうかということはありませんが、現状の制度でも十分対応できそうな感じはいたしましたので、事業者間では問題はない。むしろ問題は、事業者でないトロールなどの相手に彼らのビジネスの場を提供する必要はない。そういう感じでございます。

○伊藤委員長 事業者間であれば、事前に相互の情報や主張の交換がなされるのが通常であって、仮に今それが交渉としてまとまらない場合でも一定の情報はそこで得て提訴の判断はできる。そういう現状があるにもかかわらず、あえて訴え提起前の証拠収集、それは検査人であれ、査察人であれ、そういうものを制度として強化するということは、かえってこういったものを不当な利益のために利用しようというような傾向に資することになりはしないか。そういった危惧が表明されておりますが、いかがでしょうか。

小松委員どうぞ。

○小松委員 今日3人弁護士がおりますので、それぞれ日常いろいろな場面、知財を通してのいろいろな場面でやっております。

今、御説明のありました典型的に言えば上品な大企業同士の知財の紛争処理のやり方、これはもう日本独特のもので、何とか工業会とか、知財協でお友達だとか、いろいろなことがあって、そこから交渉が始まっていく。日ごろ、たくさん経験いたしております。

しかし、今、問題になっているのはそういう知財協さん、1,100社ぐらいの企業をコアにしたような企業間でのいろいろなやり取りじゃなくて、むしろ350万を超える日本の中小企業がどうして元気になるのか。その一つのツールとして知財を使いやすくしましょうよという、この発想でいっております。

それで、私ども弁護士として中小企業のいろいろな知財絡みの紛争も日ごろ経験してお

ります。それから、弁理士の先生もおられますから、経験しております。そんなにお互い交渉に行つて何とかというのは、ほとんどかどうかわかりませんが、余りありません。それが典型的にいったらもう大部分で、日本の場合は特にそうなんです。アメリカは、お互いに顔見知りじゃない企業だらけだから訴訟はいっぱいある。

これが一般的に言われていることだと思いますので、どこに軸足を置いてこの問題を見ていくのかということが大事ではないか。そういう意味では、おっしゃっている場面は否定はいたしません、全体としては失礼ですが、レアケースではないかと私は認識しております。

○別所委員 日本特有のというところについては、重点的に反論しておきたいと思います。

グローバルで、ドイツ企業であれ、ドイツの中小のサプライヤーであれ、アメリカの企業であれ、ドイツ特許に基づき、あるいはアメリカ特許に基づきということは、アメリカの制度に基づいて日々交渉していることを考えますと、日本の知財協のお友達がレアケースということには当たらないと思います。

また、さらに申し上げれば中小企業と申しますか、私どもの製品はその多くが、過半が我々の規模ではない会社様で作られた部品によって構成されております。したがって、特許の侵害、実施しているのは我々である。販売しているというようなことで訴訟の当事者になり得るわけですが、交渉の場においても私どもが矢面に立って解決しているケースも相当数といいますか、多くがそのようなケースだと思います。

もちろん、何か損害賠償等の状況になれば一部負担していただく。求償する。もちろんこれは部品取引契約に基づいて求償しているということになるとは思いますけれども、そのようなこともしておりますが、やはり弁護士費用等の負担を考えますと、私どもに部品を納めていただいている企業の皆様が前面に立つのは厳しい場合がございます。したがって、我々がやる。それは我々の事業を守ることに必要になりますので、そこは体を張るということが実情かと思えます。

ただ、小松先生がおっしゃるように、そういう産業構造からしましても中小企業が元気になる。そのために知財を使うというのは、私は大賛成でありまして、大企業も元気になりたいわけでありまして、その点では賛成でございます。そこだけは申し添えておきたいと思えます。

○伊藤委員長 では、上山委員をお願いします。

○上山委員 私は割合はわかりませんが、小松委員がおっしゃるように、両者間の話合いで信頼関係が築けなくて訴訟提起が必要になるというケースは非常に多いと感じています。

大企業同士のような力のあるところはお互いに今、痛み分けであるとか、お互いを信頼し合つてという話し合いができるケースは多いと思えますけれども、大企業対中小企業のような状況ですと、そもそも自分たちの主張をまともに取り合ってくれていないのではないかとといった形でなかなか信頼関係が築けない。そういった中で訴訟を検討せざるを得ない

いというケースもかなりありますので、証拠収集手続がどういう場合に必要があるかといえば、それは後者の訴訟以外に納得できる解決手段がないという状況ですので、そういう場合を前提にして制度を考えていく必要があるんだろうと思っています。

ちょっと話は変わるのですが、先ほどからドイツの査察制度を導入してはどうかという意見がかなり出ていると思うんですけれども、前提として小松委員はそれを提案されているようですが、それは今の証拠保全よりも発令のハードルを大分下げることが前提なのではないでしょうか。

○小松委員 仮にそちらにいったら誰かがお考えになることだと思いますが、基本的には今の証拠保全は本案における証拠調べに必要な証拠を今のうちに取りましょうというイメージですから、私どもは提訴するかどうかの判断という意味では、ドイツが要件にしているような十分な疑いか合理的な疑いか、いろいろなハードルがありますが、少なくとも日本におけるほとんど厳格な証明を要求するようなレベルのものイメージしているのは違うということです。

○上山委員 そちらのほうに話が変わってしまいますけれども、私は資料を拝見する限り、ドイツの査察制度をこのままの形で日本に導入しても、結局メニューが増えるだけで実効性は余り期待できないのではないかと考えています。

というのは、1つは発令の要件として侵害が十分に確実であることという要件があります。これは、今の証拠保全でさえなかなか認められないという状況ですので発令のハードル、要件を相当程度緩めるといったことを前提としないと意味がないだろうと思っています。

それから、あとは査察制度の問題として証拠保全と比べた場合、証拠保全はフランスもそうですけれども、弁護士と、それから執行官がともに相手の資料を確保するというところで、代理人自身が証拠に直接アクセスできるということで、代理人自身が自分で証拠を評価できる制度ですけれども、ドイツの査察制度は査察に入った専門家が報告書をまとめて、その報告書を介してしか相手の情報にアクセスできない。それで、技術的な事項ですと、例えば数値が1.0なのか、2.0なのか、そういったところは評価が入ってこないんですけれども、構成要件該当性はかなりその評価が入ってくる部分もありますので、そうなると代理人としてはかなり使いにくい制度になるのではないかと考えています。

ですので、仮にこういった制度を設けるのであれば、今の証拠保全制度と違って、より発令のハードルを下げて、間接的な証拠であっても活用できるというふうなすみ分けをすることが必要ではないかと思っています。

○伊藤委員長 前回以来の議論の継続で、それぞれ想定されている場面というのも若干異なっているせいかとは思いますが、証拠保全であれ、あるいは査察であれ、その要件は比較的緩やかにすれば逆に不当な目的でそれを利用する危惧がどうしても出てまいりますので、そのあたりはもう少し引き続き検討をお願いしたいと存じますが、主として、提訴前、訴え提起前の問題について前回に引き続いて御議論いただきましたが、提訴

後のことについては先ほど書類提出命令、あるいは具体的態様の明示とか、秘密保持命令との関係での議論もいただきましたが、なお、何か御発言がございますでしょうか。

山本敬三委員お願いします。

○山本（敬）委員 提訴前に関わることですが、質問をさせていただければと思います。

先ほど、濫訴に当たるものを防ぐための手法の1つとして、フランスにおいてペナルティーを与えるというような制度があるという御紹介があったように思います。このイメージは分かるのですけれども、一体どのような要件の下でどのようなペナルティーを与える仕組みなのかを教えていただきたいというのが1つ目の質問です。

そして、その上で2つ目の質問として、そのような制度が日本の手続法にうまく収まる制度なのかということも、併せて御専門の方に伺うことができればと思います。

○伊藤委員長 私も、にわか勉強で『ロー・アンド・テクノロジー』という雑誌にフランスの特許訴訟における証拠収集制度という論文を読みまして、その中に濫用に対する罰則として、濫用は厳しく罰せられる、多額の損害賠償を支払う危険性もあるというような紹介があるのですが、その程度しか私自身は知識がございませんけれども、どなたかもう少し詳しい方がいらっしゃればお願いしたいと思います。

高林先生、いかがでしょうか。

○高林委員 私も申し訳ありません。フランスのことまで詳しく調べているわけではございません。

○伊藤委員長 少なくとも現在紹介されているものでは、私が見た限りではこの論文がまとまって、濫用に対する制裁、あるいは罰則等の紹介をしているという程度で、山本委員の御質問に答え切れていないんですけれども、どうぞ。

○山本（敬）委員 これは罰則という問題ではないのですけれども、権利者が権利侵害を受けたときに、裁判制度等を通じて権利の救済を実現することは権利の基本であって、それを何らかの形で制約するのはやはりよほど大きな理由が必要であるということが前提としてあります。

そして、私の専門の民法でいいますと、不当提訴をしたことを理由に提訴された側が損害賠償を請求するというケースがありますが、それも非常に例外的な場合しか認められていません。事實的及び法律的根拠がないことを知りながら、これは知ることができた場合も含める場合があるのですが、あえて訴訟を提起した場合で、しかも裁判制度の趣旨に照らして相当性を欠くときに損害賠償請求を認めるという判断が行われています。そのような観点からいいますと、濫用的なものを理由に罰するとしても、要件について今の程度のような縛りが恐らく必要になってくるだろうと思います。その意味で、どのような要件設定を行うことができるかということをお伺いしたかった次第です。

それと同時に、2つ目の質問にありましたように、このような仕組みが日本の手続法にうまく収まるものなのかどうか、類似の制度があるのかなのかという点も、門外漢なものですので気になったということです。

○伊藤委員長 ただいまの点は、私のごく限られた知識の範囲で先ほど申し上げたようなことですが、当委員会としても、そういうものについて本格的な検討をするということであればもうちょっとフランスの制度や、濫用的な申立てについての制裁、罰則などについてきちんと調査をした上でのことになるかと思えます。

他にいかがでしょうか。

小松委員お願いします。

○小松委員 委員長は控え目におっしゃいましたので、一応完全孫引きをいたしますと、先ほどのL&T、ポイントの1つは罰則というもので10万ユーロの支払いが命じられた例がある。それから、権利者に対して後で無効だとか、損害賠償ということで、全体の4割でそういう訴訟が起こっている。ただ、その結果としては全体の1割ぐらいが後で無効になっちゃうのでしょうか。それで、損害賠償としては1,000ユーロから20万ユーロの支払いが命じられている例がある。あとは、補償金も額は書いていませんけれども、この制度を利用するときにいつも提供しなければいけない。

それで、これは最初にちょっと申し上げたと思うんですけども、仮処分、保全処分の場合の担保を積み立てて、後で本案でひっくり返ったりしたときの損害賠償は事実上、立証責任が転換した無過失責任的になっています。

ただ、額が余り多くならないので、そこに根本的な問題があって、大抵、弁護士費用ぐらいは返ってくるんですけども、それ以外にどこまで逸失利益を損害賠償として取れるのかというのはなかなかうまくいかないもので、場合によるとこの担保を積み込んで取り返させるというスキームまで積み込んで検討していく必要があるかもしれないということです。

○伊藤委員長 分かりました。

岡部委員どうぞ。

○岡部委員 手元に「フランスにおける特許訴訟の外観」というちょっとしたパテント誌の記事がございまして、不十分かもしれませんが、先ほどの件が書いてありますので、読ませていただきます。

侵害はあらゆる手段により立証される。当該目的のために、侵害訴訟を提起する権限を有するいかなるものも、請求により管轄民事裁判所により発行された命令により、原告が専任した専門家を伴った執行官に対し、いかなる場所においても侵害していると主張する者、又は方法に関して及び関連するいかなる書類に関して現物サンプルの差押えを伴い、又は伴わずに詳細な記述を行うよう指示する権利を有するというようになっております。

裁判所は、裁判所の命令の実行に対し、必要である場合には、侵害訴訟がその後、根拠がないと認定されること、あるいは証拠保全が取り消されることに備え、証拠保全を受けた者の保証を確実にするために保証金の設定を条件とすることができる。

原告が規則により設定された期間内に民事訴訟、刑事訴訟のいずれの本案訴訟も開始しない場合、証拠保全を受けた者の請求により、詳細な記述を含む証拠保全全体が無効とな

る。この際、証拠保全を受けた者がその請求を正当化する必要はなく、また、損害賠償を受ける権利を損なうことはない。

そのような感じの規定のようでございます。

○伊藤委員長 大変正確な情報をありがとうございました。

そういたしますと、本日、前半部分では提訴後の証拠収集手段の強化、書類提出命令についての制度的な改正の要否、秘密保持命令についても御議論いただき、積極的な御意見があると同時に、現在の運用の下で相当程度、問題の解決はされているのではないかとこの御意見もございました。

また、提訴前につきましては、前回以来、委員の間でも相当御意見が分かれておりまして、特に現在行われている提訴前の当事者間の交渉などを踏まえると、事業者が合理的に行動している限りはそういうものが需要だということにはならないし、また逆にそういったものを濫用的に利用されるおそれもあるという御意見と、実際の提訴に当たっての判断などを考えると、やはりその点は積極的に考えるべきだという御意見もあって、この点は一度事務局で整理をしていただければと思います。

それから、これも前回以来出ておりますけれども、代理人弁護士のみが情報にアクセスすることを認めること、運用の問題は別として、これを制度的に考えると御承知のように我が国の訴訟制度は基本的には代理人の強制をしておりますので、そういったあたりのことも問題にはなり得るかと思えます。

それでは、次の議題でございますけれども、本日は権利の安定性についての整理をしたいと思えます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○北村参事官 お手元の資料4を御覧ください。「権利の安定性に関する整理（案）」でございます。こちらは、前回結論というか、整理が出た部分については省略をさせていただきました。前回ペンディングにしたところのみを御紹介いたします。

まず、5ページに飛びますが、中ほどの(c)で無効抗弁の見直しの明らかな要件のところですが、(c1)の「二重基準となる明らかな要件」と、(c2)の二重基準とはしない明らかな要件、この2つに整理をいたしました。

(c1)の「二重基準となる明らかな要件」ですが、5ページの下から6ページにかけて書いてございますように、同一の特許権の有効性の判断について異なる理由で異なる結論がなされることになると、紛争の一次的解決の観点から統一された判断基準が望ましいというユーザーニーズに反するのではないかとこのことで、適当ではないと整理しております。

あとは、アメリカの制度についても御議論はありましたけれども、そこは証拠の優越という日本とは異なる証明度の考え方ではないかとこのことで、必ずしも参考になるものではないと整理しております。

それで、6ページの中ほど、「確認的な明らかな要件」のところですが、2つ目のパラグラフになりますが、確認的な明らかな要件については、確認的な意味でも明示すると無

効審判、侵害訴訟、いずれの場合においても無効とする際にはより慎重な判断がなされることが期待できるというメリットがあるという一方で、行政処分によって付与された特許権の有効性が推定されることは当然であって意味がないという御指摘や、強く推定が働いて無効にならなくなると問題ではないかという指摘、あとは技術専門官庁による無効審判においても行為要件を課すことは違和感があるのではないかという御指摘がありました。

これを踏まえて7ページの初めですけれども、更に検討を進めることが適当であると整理させていただいております。

次に、(d)の訂正の再抗弁のところになります。今、原則として訂正審判請求等を行わないで訂正の再抗弁を行うことはできないとなっております。これを、訂正審判請求としなくても訂正の再抗弁ができるということを明確にすべきという御指摘があったということ、これを導入することによって訴訟においてできるだけ権利無効とならないように運用されるということを求める指摘もございました。

一方でというところですが、こういったことを認めると民事訴訟との整合性が課題となるという御指摘とか、訂正の範囲が明確にならず第三者にとって複雑になるのではないかという御指摘、あとは訂正の再抗弁の濫用による審理の遅延に対する指摘、それからむしろ訂正審判請求の要件緩和ではないかという御指摘がそれぞれございました。

7ページ下の「この点」というところですが、民事訴訟との整合性については、訂正の無効の抗弁と同様に訂正の再抗弁も当事者効に限られると考えれば問題ないのではないかということ。それから、訂正の範囲に関する課題については第三者への情報提供をすれば大丈夫ではないかということ。濫用のおそれについては今、特許法第104条の3第2項というところで制限が掛かっているのと同様に、同様の時機的な制限を課すとか、あるいは訴訟指揮による解決などがあるのではないかということ等がございます。

8ページの方に移っておりますが、この訂正の再抗弁の導入については訂正の可否について判断される機会が拡大されて、紛争の迅速かつ一回的解決に資するという、被疑侵害者側が無効審判請求を経ないで無効の抗弁を行えるということと手続的にも均衡するという、権利の安定性の向上に資するとか訴訟経済にも資するという、(d)については意義があると考えられると整理いたしまして、今後具体的に検討を進めると整理させていただきました。

その次、8ページの中ほどで技術的専門性を更に高めるという措置ですけれども、8ページと9ページにございます調査官とか専門委員の技術的専門性の向上であるとか、9ページ冒頭の裁判所と特許庁の連携強化ですけれども、これらは基本的には適当ということで引き続き検討というふうに整理させていただいております。

それから、9ページ中ほどの(c)の「レビュー機会の拡大」ですけれども、侵害訴訟における求意見制度について議論がございました。こちらは、ユーザーの納得感が高まるので検討すべきという御指摘がある一方で、裁判官の審理や判断の柔軟性を確保する観点から強制的なものにすべきではないという御指摘とか、審理の遅延を防ぐための期限を切る

べきではないかという御指摘がございました。

求意見制度については、審理の遅延を招くおそれとか、調査官や専門委員制度との役割分担に関する課題もあるという一方で、訂正の可否に関する判断とか有効性判断、特に進歩性判断等について専門官庁の考えを裁判所が参照することが可能となる結果、ユーザーの納得感が高まるということが期待されるので、具体的な検討を進めることが適当と整理をさせていただいております。

権利の有効性を権利者が確認できるような制度についても、ユーザーニーズの検討を含めて、更に検討することが適当とさせていただいております。

次に10ページに移りまして、訂正審判の要件緩和のところですか。こちらについて、現在の訂正審判は実質的な拡張又は変更に当たるか否かのところでハードルが高いので使いづらいついとか、予備的な訂正、段階的な訂正を認めるべきという御指摘もございました。特許権者にとっては出願時や権利化の段階で想定していなかった状況に対応できることで、権利の活用につながるのではないかと御指摘もございました。

その一方で、一旦パブリックドメインとなっていたところまで特許権が拡張、変更されるとなると第三者の監視負担も大きくなるということもございまして、そもそも訂正審判は特許の瑕疵を取り除く制度であるということにも留意が必要かと思っております。

以上を踏まえまして、ユーザーニーズやその是非も含めて、今後具体的に検討を進めていくことが適当とさせていただいております。

予備的な訂正、段階的な訂正については、現在でも複数の訂正審判を請求すれば可能ではあるということとか、審議の長期化につながる懸念もございまして、ユーザーニーズを具体的に把握した上で必要性が認められれば検討するとさせていただいております。

最後に12ページ、最後の「3. 方向性案」ということです。これらのまとめになりますけれども、確認的な明らか要件の是非等、あとは訂正審判請求を伴わない訂正の再抗弁については具体的な検討を進めることが適当とさせていただいております。訂正審判の要件緩和等の是非については、具体的な検討を進めるとさせていただいております。

技術的専門性をさらに高めるということについては、技術的専門性の向上、連携強化についての取組の強化、レビュー機会の拡大としての求意見等については具体的な検討を進めることが適当とさせていただいております。

駆け足ですが、以上になります。

○伊藤委員長 これまでの議論を事務局が整理をして、なお考え方の分かれているところはあるものの、一定の方向性案として具体的な検討を進めるべき数点につきまして示してもらいましたが、ただいまの説明内容に関して御意見を承りたいと存じます。

小松委員どうぞ。

○小松委員 質問だけなのですが、最後の方向性案で3点提示されておまして、ここの中の文章の最後が「具体的な検討を進める」という表現と、「引き続き検討する」、それから本文中も「更なる検討」とか、こういう用語について、法律をやっていると割と

どんな意味があるのかとってしまうものですから、端的に言って具体的に検討するということは相当強く前に出して集中しよう。それから、引き続いて検討するとか、更なる検討といったら、それだけと、そこはちょっと補足していただいたら、よりいろいろなところに説明できるものですから、失礼があったらお許しください。

○北村参事官 分かりづらい表現で申し訳ございません。

基本的な御理解は今、小松委員のおっしゃったとおりでよろしいかと思えます。具体的な検討については文字どおりですけれども、具体的な検討を進めることが可能ではないか、そこまでそれなりに議論いただいたのではないかと考えております。

それで、引き続きというところは文字どおり引き続きということで、具体的よりはもう少しちょっと手前の段階にあるのかなという印象で書いております。

○伊藤委員長 いかがでしょうか。

では、高林委員お願いいたします。

○高林委員 「適当でない」という言葉もあるわけで、この5ページにもあります(c1)は「適当でない」、(c2)は「更に検討を進める」、(d)は「具体的に検討を進める」という書き分けがされているわけです。それで、(c1)は私が述べた案だと思いますので、「適当でない」という説ですから最後に敗者の弁を述べたいと思います。

(c1)は、二重基準を設けた上で再審制限規定も廃止するというドラスティックなことを申し上げたものです。それから、私は第1回的时候に、隣の芝生は青いといって外国が良いなというだけではいけないのだという発言をしているのですが、多少この当事者レビューとか付与後レビューというものをアメリカが2011年に作っていったときに、どのような仕分けをしていたのか。隣の芝生の話をしていまして、アメリカでは裁判所における判断基準は高められている。それで、特許庁における判断基準は通常であるということですが、再審の場合はどうかといいますと、先行して侵害訴訟で非常に高い確度で無効でないということで請求認容した場合には再審ということにはなり得ない。これは既判力等々でその判決は維持されていくということで、後に付与後レビュー等で無効になろうが何しようが、請求認容判決はそのまま確定していくということです。

ですから、私は(c1)を述べたときには、この二重判断基準にした上で再審制限規定、民訴の制度とどうなのかみたいなことまで申し上げたと思えますが、この再審制限規定は動かさないという制度選択もあるのだと思っているわけです。ですので、侵害裁判所はよほどのことがなければ無効にしないといった上で、これは無効ではないのだから請求を認容するといった判決は、その後、通常判断基準でいうのならば無効だとなったとしても一時的にといいますか、請求認容した判決はそのまま維持しておくという選択肢はあるのだろう。私はそれを(c1)としては述べておりませんが、今はあると思っていますし、それがアメリカの制度であるということです。

そうしますと、無効審決の確定によって権利が遡ってなくなった後は、差止請求は認容されていようが将来的には差止めできませんし、将来的な損害賠償も、既判力の基準時以

後の損害賠償請求はもちろんできないわけで、過去の損害賠償だけではひっくり返らないということなので、再審にならないとしてもその影響力が非常に小さいと思います。

ですので、二重の判断基準を採用しながら再審は行わないという制度はアメリカ型であるわけです。アメリカが全て良いとは言いませんけれども、侵害訴訟における無効判断基準が明らかな場合、これは心証の程度なのかどうなのかは別として、明らかな場合であるというのはアメリカ型であろうかと思しますので、(c1) と (c2) の中間かなと思うのですが、そのような考えは、私はあり得ると思います。

また、(c2) で特許庁における無効判断基準も明らかでなければできないというのは、行政行為の一般無効の場合と取消訴訟という形を作っている制度から見ると、両方に明らか要件を入れる。無効の抗弁も無効審判も明らか要件を入れるというのは、私は非常に違和感があるので、この説は賛同できないということですが、無効の抗弁に明らか要件を入れ、再審制限はそのままにするという制度選択もあるのではないかと、敗者の弁として最後に述べておきたいと思います。

○伊藤委員長 今まで承った議論の全体からするとこういう取りまとめをしておりますけれども、ただいまの御指摘も踏まえてどういう形での整理が良いかはもう少し含みを残して検討してほしいと思います。他にいかがでしょうか。

早稲田委員、どうぞ。

○早稲田委員 (c2) の確認的な明らか要件で、私は前々回も申し上げたと思うのですが、そもそも侵害訴訟における無効の抗弁をどうするかというところから今回、出発点があると思っております、確かに特許の査定があって、一応査定が下りた特許をそれが有効であるということを感じた人を信頼して投資をした人を保護しようというのはあると思うのですが、無効審判までは明らか要件は要らないのではないかと思っております。恐らく明らか要件を入れる、入れないということですと議論があったのは、御承知のようにキルビー判決で、ここで明らかな場合と入れたので、この条文を作るときも、そもそも「明らか」を入れようか入れまいかという議論があって、結局入れなかったというところなので、前々回も申し上げましたように、一人の審査官がやる審査を、その後は無効かどうかという審査官で判断するところまでは「明らか」は要らないのではないかと思います。

○伊藤委員長 他には御意見ございますか。

上山委員、どうぞお願いします。

○上山委員 私は今の意見に反対で、無効審判であっても、一旦付与した権利の安定性を考慮する必要があるという点は侵害訴訟と異なるところはありませんので、明らか要件を入れることが妥当であると思っております。

ただ、あくまで私が最初から申し上げているのは、確認的な意味での明らかということであって、従来の運用であっても、最初に審査をして幾らでもクレームをいじれるという段階の基準とは違っているのではないかと。違うということは、その時点でクレームを変更できる幅も違っているということもあるので、十分合理性があるのではないかと考えてい

ます。

○伊藤委員長 他にはいかがでしょうか。

早稲田委員どうぞ。

○早稲田委員 今の上山委員の御発言なのですけれども、余り審査を特許の査定のところ
で、それが後で無効審判のときに、それを無効にするにはハードルを高くすると、結局は
もちろん異議の制度とかいろいろあると思いますけれども、特許査定が出るまでにレビュ
ーをかなりしなければいけないという、今度は特許権者ではない同業者の負担が増えるの
ではないかと思っております。大企業であれば同業者がどういう特許を出しているかとい
うウォッチは常におやりになっていると思うのですけれども、中小企業で必ずしもそこま
でいくのかなというのがあるので、無効審判は今までどおりでもよいのかなと思ってお
ります。

○伊藤委員長 上山委員、どうぞ。

○上山委員 ちょっと誤解があるかと思うのですが、このまとめでも確認的ということ
になっていて、実体法上、今よりも無効にするためのハードルを上げましょうということ
ではないと思うのです。後知恵排除等の判断を慎重にやっていると今、裁判実務はそのよ
うにやっているとのお話が東海林委員からありましたけれども、そういうことを常に念
頭に置いて判断者は判断をしていただきたい。そういった象徴的、メッセージ的な意味で
確認的に明らか要件を入れましょうということですので、審判と審査で違うからといった
ところで実体的な要件が変わるということではないのだと思います。

○伊藤委員長 他にはいかがですか。

岡部委員、どうぞ。

○岡部委員 私は、訂正審判等の際にももう少し要件を緩和していただけないかというこ
とを申し上げました。中に記載されておりますけれども、例えば無効を言われてしまって、
無効の可能性あるのだけれども、明細書の中には特許性を高めるための内容が記載され
ている。

しかし、それは今までのクレームには入っていない要素であるというときに、今は訂正、
補正を認めていただけないという運用になっています。これは、新しい技術的事項が入
ってくるわけですから、新たな審査が必要とか、サーチが必要とか、そういういろいろな事
情はあるのかもしれませんが、特許性を高めつつ、イ号を補足しつつというような
ことを特許権者としては可能にさせていただいた上で訴訟に臨みたいというようなニーズが
ありますので、その辺のことをもう少し広く認めていただけないであろうかという趣旨で
ございます。

○伊藤委員長 他にはいかがでしょうか。

局長、お願いします。

○横尾局長 上山委員に質問なのですが、確認的な明らか要件のときに今と運用を変えな
いという前提で、特に無効審判の方なのですが、そちらにも例えば明らかにと法律に書く

というイメージなのですか。多分、それに違和感があるということだろうと思うのですが。
○上山委員 そこは今後の検討で、私は必ずしも必要ないと思っています。

というのは、今の無効の判断基準は裁判所も特許庁も適切に運用されている。ごく例外的にあれと思うものはありますけれども、基本的には適切な判断がなされていると思っていますので、特に侵害訴訟の方で明らか要件を入れたらという議論ができていていると思うのですが、かつては裁判所の判断基準に疑問が付くものがあつた。それが最近になって適切な状況がずっと続いているということで、今後もそういった状況が後戻りすることのないように確認的な要件を侵害訴訟の中で入れたらいいのではないかとということなのです。

私は、確認的に入れるのであれば、無効審判の方も入れることがバランスが取れるのではないかとはいっていたのですが、確かに今、正面から聞かれると両方の選択肢があるのかなとは思いますが。

○伊藤委員長 いずれにしても、ここにも書いてありますように、それは趣旨としては確認的である、改めてハードルを設定し直すという意味ではないということの認識は共有されているわけですね。

○上山委員 私はそうと思っています。

○伊藤委員長 小松委員、どうぞ。

○小松委員 例えば、特許法第104条の3に明らか要件を入れて、他は入れない。そうすると、同法第104条の4で再審制限をしていたところとの整合性が崩れてしまうのではないかとはいっていますので、私のイメージは確認的でももちろん良いわけですがけれども、特許法の無効審判のところにもそういう文言は整合させて入れておくべきではないか。ちゃんと根本的に、もう一遍再審の条文をどうするのかというそら恐ろしい議論をやり直していただかないといけないことになろうかと思えます。

○横尾局長 この点が実は事務局の中で議論したときに一番のテクニカルな論点なのですが、二重基準となる明らか要件と素直に考えると、両方統一していないと再審制限、104条の4との関係が出る。

ところが、確認的なものだから、あくまで基準は変わっていないのだと考えると、確認的で上山委員がおっしゃったように侵害訴訟のときだけ入れるというのはあって、再審制限のところはいじらないというのはあるのかどうか。そこなのですが、そこをどう思われるか。

○小松委員 高林先生とは違うし。

○高林委員 私は、それは賛成です。確認的でも結構ですが、明らか要件を侵害訴訟の場面にだけ入れて再審は動かさないという選択肢があると最初に申し上げたところです。

○横尾局長 そうすると、結果においては上山委員もそういうことだということですか。

○上山委員 私も、侵害訴訟の方にだけ入れれば十分だろうと思いましたが。あくまで確認的だという趣旨を明確にしているわけですから。

○伊藤委員長 早稲田委員、お願いします。

○早稲田委員 今、上山委員がおっしゃったように、確認的などというのを条文の文言上どのように、明らかであるとか、明白な場合みたいな形で書くと、どういう書き方をすればそれが確認的になるのかというのが非常に分からないところでございまして、ちょっと危惧しているのは、文言的に単に「明らか」と書いただけだと、やはり裁判所その他で、これはそうではないというような解釈がその後に出てこないかなというところを危惧しております。

もしそれであれば、先ほど私は無効審判のところ「明らか」を入れるのは違和感があると申し上げたのですが、確認的などということがその条文上本当に書けるのか、非常に心配なところをございまして、そうであれば再審のところをちょっといじるのも仕方ないかと思っています。またかなりな大ごとになってしまうとは思いますが、

○伊藤委員長 高林委員、お願いします。

○高林委員 明らかな無効事由といいますか、そこは私の思う二重基準の明らか要件なのか、確認的な明らか要件なのか、そこは呉越同舟なのかなと私はと思いますが、「明らか」ということは侵害訴訟では明々白々たる無効と判断できない場合は請求を認容するという選択をするということですね。

その場合、それはそこまで言うべきではないから認容したのであって、一般判断基準で無効審判の判断で言うならば無効になってしまうよというときには、それはひっくり返さなければいけない判断だったとは必ずしも言えないと思うのです。それは暫定的な認容判決だったようなもので、既判力の基準時以降の事情が生じていますので、遡って無効になるわけですから差止めも認められないし、過去の損害賠償のみが生き残るということは、それは暫定的な判断として侵害訴訟の場面であれば明らかとは言えないということで認容したわけですから、そこを再審まで動かす必要は必ずしもないのではないかと。小松先生や早稲田先生が心配するような大なたを振るうような改正をしないで、小さな改正で大きな成果ということもできるのではないかと考えているということです。

○伊藤委員長 東海林委員、お願いします。

○東海林委員 今の議論は非常に理解できる場所なのですけれども、ただ、やはり最終的に、もし無効の抗弁の方に明らか要件を入れるとなったときの文言の使い方だと思います。

やや危惧されるのは、立法趣旨として今おっしゃったような確認的明らか要件といたしても、例えば104条の3の中に入れる文言が「明らかに」というそのままだとすると、要するにキルビー抗弁から104条の3ができた経緯等もありますので、後の解釈において、それはやはりキルビー抗弁的な権利濫用的なもので一段高いものだとして解釈され、あるいは実務で運用されないとは限らないような気がいたします。

ですから、今の確認的な明らか要件という前提にし、なおかつ、それが文言上分かりやすいような言葉を考える必要があるのではないかと気がしております。

○伊藤委員長 分かりました。

森田委員、お願いします。

○森田委員 「明らか」を入れる、入れないとか、そういう条文上の言葉より、実体法上で裁判所が技術的な観点に関しては特許庁にこのところは聞いてみようとか、そういうことで連携制度をとってもらったほうが私たちユーザー団体としては良いのではないか。

要は、裁判所の判断と特許庁の判断が違うというのが私たちにとっては一番影響が大きいところがございますので、条文上の言葉より実体的なところをやってもらいたいと思います。

○伊藤委員長 分かりました。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

そういたしましたら、先ほど事務局から提示してもらいました整理案の大方の内容については、皆様方から御異論がなかったように思います。ただし、岡部委員がおっしゃいました訂正審判についての記述であるとか、中心的なのは(c2)でしたか、明らか要件の意味内容、再審との関係ということについては御意見が分かれたように感じておりますので、そこはもう一度しかるべき形で整理をして御意見を伺いたいと思います。

ただ、最後に森田委員がおっしゃいましたように、問題の本質はそういうところにあるのかという御指摘は私なりに理解できるかと思っておりますので、裁判所の適正な判断を担保するための仕組みということについても、やはり当委員会の取りまとめの段階としては何らかの形で留意をしたいと思っております。

それでは、以上のようなことでよろしければ、他に出席者の方から何か御意見がございましたら。

○特許庁総務課仁科調査官 特許庁の企画調査官の仁科でございます。

今、「明らか」要件に関する議論がございましたので、特許庁としましても本件につきまして、どのように感じているかということをお願いしたいと思います。

「明らか」要件の追加については、高林委員から言及がありましたし、また、早稲田委員からも言及がありましたとおり、当初の議論は、侵害訴訟における判断において「明らか」を入れるか入れないかというものであったと考えておりますが、侵害訴訟のところだけに「明らか」を入れるとなると、それは二重基準となっておかしいのではないかという議論になっていったと理解しております。

この104条の3の制定の経緯につきましては東海林委員からも言及がありましたが、当初、この「明らか」という要件を104条の3に入れるという議論がありました際には、産業界から、紛争の一回的解決という観点からは是非とも明らか要件を除いてほしいという要望がございまして、「明らか」という表現を抜いたという経緯がございまして。よって、仮に確認的であるにしろ、「明らか」という表現を入れるとなると、やはりキルビー判決にあった「明らか」という表現との関係で、紛争の一回的解決という観点から本当にそれは大丈夫なのかという議論がまた起きるのではないかと考えております。

今回議論していただいた結果を受けまして、前回私どもから説明させていただきました

とおり、特許庁としましては、この論点を産構審で来年度以降引き取らせていただいで改めて議論させていただくということを考えております。けれども、やはりその中で「明らか」を入れることについて検討するにしても、先ほど上山委員から言及がありましたとおり、現状の運用で特許庁と裁判所との間で判断がそろっており、さほど大きな問題は起きていないということになりますと、果たしてどう言葉で表現していくのかというところは非常に問題になります。この点については、東海林委員や早稲田委員からも御指摘いただいたとおりです。また、私どもの方で立法化のための手続をやらせていただくわけですが、立法事実は何なのかというところも、議論を聞いておりました非常に難しいと思っております。

印象論に過ぎないとの御指摘があるかもしれませんが、感じていることを述べさせていただきます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 他に御発言はございますか。よろしゅうございましょうか。

ほぼ予定の時間になりましたので、本日の会合はこれで閉会にいたしたいと思っております、事務局長から総括をお願いしたいと思います。

○横尾局長 今日はクリスマスイブにもかかわらず、3時間コースにお付き合いいただきまして誠にありがとうございます。

まず、証拠収集の点につきましては、提訴前と提訴後をちゃんと分けて議論できたというのは今回非常に良かったように思います。提訴後については、実は今日も議論にありますとおり、今の書類提出命令というのはかなりアバウトに書かれているので、これは運用の問題なのかもしれないという気はしています。確かにハードルを下げるべきで、もし条文をいじるとしてどういじるのかというのは結構難しいという気はしています。

そういう意味では運用の問題なのですが、今日は多くの人から割とポジティブな御意見があったのは、裁判所が関与した上での中立の第三者というのはあるのではないかとということで、結局、提訴後の一連の全体の手続でどれかをいじるとどうかというよりは、全体の手続として考えたときに、恐らくドイツもそうだと思うのですが、最後の砦として第三者が出ていくという制度があって、それが故にその前の手続というのですか、文書の提出なり証拠の任意の提出というのもうまくいくという効果があるのかなという気がしています。

ドイツで聞いたところによると、実際に査察のケースというのはそう多くはないということなので、これが後ろに控えていけば任意のという前のところもうまくいくというドイツの実態の面もあろうかと思っておりますので、手続全体を見た上で考えることが大事かなと今日は思った次第です。

証拠前の方は、実は前日も今日も意見が分かれたというのは非常に私自身も驚いて聞いていたのですが、先ほど小松委員がおっしゃるように、恐らく中小企業なりが特に大企業を訴えるケースではこういうニーズはあるのかもしれない。そういう意味では、今日は二瀬委員が、いやそうでもないよという御指摘だったので、その辺は事務局でもう

少し中小企業の方のニーズというか実情なり、これからヒアリングなりをしていきたいと思っております。

いずれにせよ、ドイツ型というか、第三者の査察というのは有力な案なのですが、フランスとの比較だと、これも私がドイツで伺った話だと、もともとフランスにこういう制度があって、EU指令の後でドイツも導入したということなのですが、フランスは余りに入口が緩過ぎるので、ドイツはそれよりハードルを高くしたということを言っていました。十分な、かなりの疑いがあるときに初めて発動できるような制度にしたというのがドイツの方の説明でしたので、したがってフランスは入口が緩いがゆえに制裁のペナルティーというのがセットになっていて、ドイツはそこが損害賠償はできるけれども、制裁のペナルティーは多分ないのではないかと思うのです。

これも確認はしたいと思いますが、日本として仮にそういうものを考えるときにどちらのモデルが妥当かというのは、先ほど山本委員もおっしゃったように、日本の手続法との関係でどちらがなじみやすいかというのも勘案しながら考えなければいけないのだろうと思っております。

それから、権利の安定性は今日はこういう整理をいたしました。冒頭、小松委員からありましたが、一応そういう気持ちでここは書き分けております。これは現段階での整理ですので、これが最終の年度末の取りまとめのベースにはなりますが、これがそのままなるわけではないので、これから3カ月の間で、今日またいろいろな議論があったことを踏まえてさらに考えていき、皆さんと議論をしていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、イブの3時間、誠にありがとうございました。延長しないようにと思っておりましたので、伊藤委員長のおかげで時間内に終わりました。誠にありがとうございました。

また、年明け後も是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○伊藤委員長 ありがとうございました。

それでは、次回以降の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○北村参事官 年明けの会合ですけれども、第6回会合、損害賠償をテーマとしたところですが、1月14日木曜日の16時からとなっております。以上です。

○伊藤委員長 本日も含めまして、大変熱心な御議論をいただきまして心より御礼申し上げます。

明年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。